

様式第4号(第3条関係)

公文書不開示決定通知書

5 公大長野第79号

令和5年10月5日

京谷栄二 様

公立大学法人長野大学

理事長 平井利博



令和5年9月21日付けで開示の請求のありました公文書について、次のとおり開示しないことと決定しましたので通知します。

開示請求のあった公文書の件名又は内容	令和3年3月4日付第三者委員会報告書及び第三者委員会の委員構成を記録した文書
開示できない理由	(理由) 上田市情報公開条例第8条第5号及び6号 公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定 の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。 当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適切な遂 行に支障を及ぼすおそれがあるため。
公文書を開示することができる期日	——年——月——日以降であれば請求に係る公文書を開 示することができますので、同日以降改めて公文書の開示を 請求してください。
担当	総務・人事・施設担当 ■■■■■ (電話番号) 0268 - 39 - 0001 内線106
備考	
この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、公立大学法人長野大学に対して審査請求をすることができます。 また、この決定の取消しを求める訴えは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、公立大学法人長野大学を被告として(訴訟において公立大学法人長野大学を代表する者は理事長となります。)、提起することができます。ただし、審査請求をした場合には、この決定の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に提起しなければなりません。	